

令和 7 年度大学入学者選抜実施要項の見直しの概要（案）

大学入学共通テスト

●試験期日（追試験を 2 週間後から従前の 1 週間後とする）

- ・本試験・・・令和 7 年 1 月 18 日（土）、19 日（日）
- ・追試験・・・令和 7 年 1 月 25 日（土）、26 日（日）

「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」※以外の見直し

※以下「見直し予告」という。

＜内容の明確化や充実を図るもの＞

●帰国生徒又は社会人の試験日等

- ・試験期日の他、入学願書受付期間及び合格者の決定発表についても要項で定めた期日によることを要しないことを明確化。

●入学志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

- ・活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書など入学志願者本人が記載する資料等について記載内容や活用等に関する留意事項等を追記。

●調査書を活用する場合の留意事項

- ・これまでも入学志願者の健康状況に対しては、原則として入学選抜の判断資料としない取扱いとしていたことを踏まえ、出欠の状況を推薦要件や合否判定の材料の一つとして活用する際には、志願者本人に帰責されない身体・健康上の理由*によるやむを得ない欠席日数があることを、志願者本人からの申し出や調査書から把握した場合には、志願者が不利益を被ることがないように配慮することを明確化。

* 病気・事故等。例えば、新型コロナウイルス感染症のいわゆる罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。

●障害のある入学志願者への合理的配慮について

- ・「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」（令和 6 年 3 月）を踏まえ、評価方法の明確化等の留意事項を追記。

「見直し予告」の反映

●「第 1 基本方針」について

- ・「大学入試のあり方に関する検討会議」（提言）における大学入学者選抜に求められる原則*を反映。

- ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
- ②受験機会・入試方法における公平性・公正性の確保
- ③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

- ・多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示に「障害の有無」及び「居住地域」を追加。

●「第 3 入試方法」について

- ・各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理*。

- * 一般選抜：学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。

参考：以下は令和6年度以前の要項において実質的に反映しているもの

- * 入学者の選抜は、調査書の内容、第6に掲げる学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。）小論文、入学志願者本人の記載する資料等を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。
- * 総合型選抜及び学校推薦型選抜は、第6の1から4に掲げる大学入学共通テスト又はその他の評価方法等のうち少なくともいずれか一つを必ず活用。

第6 学力検査等

- 1 個別学力検査
- 2 大学共通入学テストの利用
- 3 小論文、面接、実技審査等
- 4 資格・検定試験等の成績の活用
- 5 志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等の活用

●「第6 学力検査等」について

- ・「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させること。
- ・外国語の資格・検定試験等の活用に際して、家庭環境や居住地域により、受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっての配慮の例*を追加。
 - * 学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用すること等。
- ・高等学校の専門学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用すること。

●「別紙様式1（調査書）」について

- ・簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせた調査書様式の見直し。

〔参考〕「見直し予告」について令和6年度以前の要項において実質的に反映しているもの

●「第3 入試方法」について

- ・「専門学科・総合学科卒業生」、「帰国生徒、社会人」、「家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持った者」等、多様な入学者の選抜を工夫すること。

●「第5 調査書」について

- ・「見直しに係る予告」の留意点*を踏まえて、調査書を十分に活用すること。
 - * 学習成績以外の活用及び具体的な評定の獲得等を求めることができること。

●「第13 その他注意事項」について

- ・障害のある入学志願者への合理的配慮の充実に努めること。